わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を 基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える 問題への指導・助言などの無料相談を毎 月両庁舎で交互に行っています。

時・場11月14日出午前9時30分~午後0時30分・田無庁舎1階

※1人40分程度

図①市内にある地上2階建て以下の木造戸建て住宅で、自ら所有し居住している住宅 ②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定8人(申込順)

■ 3日前までに電話で下記へ

□**相談員** 住みよい町をつくる会に所属 する相談員

◆都市計画課保(☎042-438-4051)

児童青少年課 嘱託員など (平成28年度採用)

□職種・人数

学童クラブ指導嘱託員・15人程度 体力増進指導委員・1人

児童館指導嘱託員・1人

□試験日・方法

12月20日(日)・集団面接

□申込期限

郵送:12月3日(水)(消印有効)

持参:12月4日金

□募集案内

児童青少年課(田無庁舎1階)で配布

※市IPからもダウンロード可

※資格など詳細は、募集案内でご確認く

ださい。

◆児童青少年課Ⅲ

 $(\bigcirc 042 - 460 - 9843)$

教育支援課 市民嘱託員 (平成28年度採用)

□**職種** 教育相談員(心理カウンセラー・就学相談員・適応指導教室指導員)・巡回 指導員

□**人数** 各若干名

□資格 職種により異なる

□**報酬** 日額1万1,900円~1万6,100円 (資格の有無・経験などによる)

□**選考方法** 書類・面接

□試験日 12月20日(日)

□申込期限 持参:12月1日(火)

□**募集要項** 10月30日 金から、教育支援課(保谷庁舎4階)で配布

※市III からもダウンロード可

※資格など詳細は、募集要項でご確認く ださい。

◆教育支援課保 (☎042-438-4077)

その他

姉妹都市・友好都市についての アンケートにご協力ください

県北杜市・千葉県勝浦市と姉妹・友好都 市の提携をしています。 今後の事業の参考にするため、アン

市では、福島県南会津郡下郷町・山梨

今後の事業の参考にするため、アンケートを実施します。ご意見をお寄せください。

□実施期間 11月9日(月)~20日金)

□設置場所 文化振興課(保谷庁舎3階)・ 企画政策課(田無庁舎3階)・西東京市民 会館・コール田無・保谷こもれびホール・ 各公民館

◆文化振興課保

 $(\mathbf{m} 042 - 438 - 4040)$

募集

いこいーな市民サポーター

西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」を通して市の魅力などをPRする「いこいーな市民サポーター」を随時募集します。

11月6日(金までにお申し込みの方の中から、西東京市民まつりのパレード参加者を依頼する予定です。

※パレード実施日:11月15日(日)

対市内在住・在勤・在学で、無償で活動

ができる15歳以上の方(中

学生を除く) ※詳細は、お問い合わせ

ください。 ◆企画政策課 ■ (**a** 042-460-9800)

傍 聴 審議会など

■総合教育会議

- **B** 11月2日例午前10時30分
- 場田無庁舎3階
- 四・定教育に関する重点施策・10人

■文化芸術振興推進委員会

- 時11月9日例午後7時~8時30分
- 場イングビル
- ❷・��施策・事業推進および評価・5人
- ◆文化振興課保(☎042-438-4040)

■子ども読書活動推進計画策定懇談会

- 閱11月11日似午後2時~4時
- 場イングビル

図・2 子ども読書活動推進計画策定事業・5人

◆中央図書館(☎042-465-0823)

■合築複合化基本プラン策定懇談会

- 問11月12日休午後6時~8時
- 場田無庁舎4階(予定)
- 内・定ワークショップ・10人
- ◆文化振興課保(☎042-438-4040)

■男女平等推進センター企画運営委員会

- 時11月13日億午後6時
- 場住吉会館ルピナス
- 内・定男女平等参画情報誌編集・啓発事業の企画^ほか・3人

◆協働コミュニティ課(**☎**042-439-0075)

■社会教育委員の会議

- 聞11月16日例午後2時~4時
- 場保谷庁舎3階
- ❷・定今後の活動・5人
- ◆社会教育課保 (☎042-438-4079)

■保健福祉審議会

- 時11月19日休午後7時
- 場防災センター

内・定保健福祉施策に関する諮問事項³_n・5人

◆生活福祉課保(☎042-438-4024)

市議会の議員・市長など特別職の報酬などを変更

◆職員課Ⅲ(☎042-460-9813)

平成27年第3回西東京市議会において、「西東京市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」ほか3件の条例を改正する条例が可決され、市議会の議員や市長など特別職の報酬などを次のとおり変更しました(表1)。

今回の改正は、第三者からなる「特別職報酬等審議会」に諮問し、その答申を踏まえたものです。当審議会の資料および会議結果は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市中でご覧になれます(表2・3)。

改正の考え方

平成21年度に審議会で導びかれた「体系と水準」の考え方の妥当性を検討した

上で、この考え方に基づく報酬などの額と他市・類似団体の状況を比較して改定しました。併せて期末手当の支給割合を変更しました。

体系と水準の考え方

□体系とは

市長・副市長・常勤監査委員および教育 長をその職責に応じて格付けしました。 その際に常勤である一般職の部長級職員 を[1]として準拠基準を設定しました。 その上で、準拠基準である一般職の部長 級職員との比率を、本市を除く類似団体 9市の平均値と本市を除く東京都25市 の平均値の間で相互にバランスの取れた 値を基に設定したものです。議員につい ても格付けを行いますが、常勤職の特別職とは性質が異なることから、準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない設定倍率にしました。

□水準とは

特別職の報酬などに社会経済情勢を反映させるため、準拠基準である一般職の部長級の規定上の最高年収額を用います。この額を基準として特別職の報酬などの額の水準を導きます。一般職の職員の給与には、民間企業などの給与実態の網羅的な調査に基づく人事院勧告および東京都人事委員会勧告を反映しており、これを基準とすることにより特別職の報酬などの額に社会経済情勢を反映させるという考えに至りました。

審議会からの附帯意見

審議会からは、答申の附帯意見として 次の2点が示されました。これらを今後 の報酬などの検討の参考にします。

- ●次回の報酬などの審議は、おおむね5年後にするのが望ましい。ただし、著しい経済・社会情勢の変化があった場合はその都度、諮問・答申が行われるべきである。
- ●地域の経済状況、市民感情、類似団体との比較などの点で深く議論する必要がある。また、この答申の結論を分かりやすく周知し、市民に対する説明責任が果たされる必要がある。引き続き市民感情に配慮し、特別職の報酬などの額を厳格に考えていくべきである。

□表1 報酬などの額など

区分	変更前			変更後		
	月額報酬・ 給料	期末手当		月額報酬・	期末手当	
		6月分の支給率	12月分の支給率	給料	6月分の支給率	12月分の支給率
議長	642,000円	100分の190	100分の205	627,000円	- - 100分の202.5	100分の217.5
副議長	574,000円			561,000円		
常任委員長	557,000円			544,000円		
特別委員長	557,000円			544,000円		
議会運営委員長	557,000円			544,000円		
議員	540,000円			528,000円		
市長	1,013,000円			990,000円		
副市長	898,000円			877,000円		
常勤監査委員	696,000円			679,000円		
教育長	797,000円			778,000円		

※変更後の報酬・給料は平成27年10月分から、期末手当は12月分から適用されます。

□表2 特別職報酬等審議会 (諮問日:5月20日、答申日:8月3日)

開催日
5月20日
6月30日
7月21日
7月27日

□表3 審議会の委員構成

構成	人数
商工会の代表	1人
税理士	1人
公募市民	2人
大学教授	2人
青年会議所の代表	1人
労働者団体の代表	1人
農業団体の代表	1人
弁護士	1人